

放課後児童クラブの職員配置基準（従うべき基準）等の見直しに係って 丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書

放課後児童クラブの「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」として見直しを行う場合には、事業者、利用者、従事者に不安を抱かせないように、質の確保に十分配慮しながら実施していくことが必要不可欠である。

政府においては、これを真摯に受け止め、当該事案について、適切な対応をおとり頂くよう求める。

記

- 1 放課後児童クラブにおける「従うべき基準」とされている資格及び人数要件は、いずれも、児童の安全確保、放課後児童クラブにおける育成支援の内容の質の向上という観点から必要なものであることを踏まえた上で、地方分権提案への対応について検討を行うこと。
- 2 1の検討にあたっては、自治体のみならず、放課後児童クラブの事業者や利用者、従事者の声も聴取すること。
- 3 地域により放課後児童クラブの継続が困難となる事例の検証を行い、いかなる地域でも放課後児童クラブが安定的に継続して運営されるよう、制度面、財政面から適切な措置を講ずること。
- 4 1から3に掲げた事項のほか、「従うべき基準」が策定された経緯や放課後児童クラブの多様性にも留意し、「従うべき基準」の安易な見直しを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会